

関西業務ニュース

2014年3月20日 No.247

JR東海労働組合新幹線関西地方本部

発行 小林 國博 編集 業務部

〔「大阪仕業検査車両所および大阪修繕車両所における職場諸要求」に関する申し入れ〕について業務委員会を開催。

3月17日、「申」第16号〔「大阪仕業検査車両所および大阪修繕車両所における職場諸要求」に関する申し入れ〕（2013年10月9日申し入れ）について業務委員会を開催しました。

また、業務委員会冒頭で会社に対し抗議を行いました。

抗議内容は、3月14日9時10分頃に名古屋車両所で行われた、1月23日に勤務中にスープを飲んだ事に対する「口頭注意」に対するもので、地本として「申」第37号で申し入れている内容であり、会社として組合に「調査中」としていたにも関わらず強行された「口頭注意」に対し、労働組合軽視であり強く抗議するとともに、「口頭注意」そのものが休憩時間中に行われたことに対しても抗議しましたが、会社は抗議を受け入れることなく開き直り、対立を確認しました。

《会社回答》

労働条件に関する改善要求

1. 会社が指定した医学適性検査を受診する場合は勤務時間とすること。

【回答】定期健康診断と同時に実施する場合を除き、勤務として扱っている。

2. 申告と仕業検査のパート変更を休日予定の発表時（毎月10日）に行わない理由を明らかにすること。

【回答】現行で問題ないと考えている。

3. 申告と仕業検査の担務指定は、全社員で平均化すること。

【回答】適切に担務指定を行っている。

4. 勤務指定表に発表する仕業検査担当をA班の1・2・3、B班の1・2・3のように区別して発表しない理由を明らかにすること。

【回答】現行で問題ないと考える。

5. 申告・夜勤（変形12形）の出面を増要員しない理由を明らかにすること。

【回答】平成26年3月のダイヤ改正時より、申告業務やパンタ点検業務が多い日について、日勤2種勤務の1名を交代4形勤務に変更することで夜間帯の業務に対応している。

6. 仕業・申告の作業区分を「全体の検修作業の状況により、大仕両での対応か、大修両での対応か適切に判断している」として、場当たりの行っているのは専門性を高めるために大阪第一車両所を分割した目的に反している。会社の考えを明らかにすること。

【回答】作業区分に関しては、全体の検修作業の状況により適宜適切に判断している。

7. 毎月25日中に発表されている翌月の勤務指定を、25日朝に勤務明けで終了点呼を受ける社員が確認出来るように発表すること。

【回答】現行通りとする。

8. 臨修庫にシャワー設備を設置しない理由を明らかにすること。

【回答】現行で問題ないとする。

9. 臨修庫に熱中症対策等として冷蔵庫を設置しない理由を明らかにすること。

【回答】現行通りとする。尚、熱中症対策に関しては、引き続き必要な対策を実施していく。

10. 臨修庫に空調設備付の打ち合わせ室を設置しない理由を明らかにすること。

【回答】ワーキングルームがある為、必要ないとする。

11. 修繕車両所の多くの社員は以前よりワーキングルーム近くにトイレがないため、仕業車両所の詰所のトイレを使用しているが、未だに古いままである。改修等を行わない理由を明らかにすること。

【回答】現行通りとする。尚、清掃は定期的に行っている。

12. 大阪修繕車両所のワーキングルームの喫煙室を完全に分離しない理由を明らかにすること。

【回答】分煙化については引き続き検討を進める。

休暇に関する改善要求

1. 連続休暇を上期・下期ともに申し込めるようにし、年2回収得できるようにすること。

【回答】1項より5項まで一括して回答する。

支社権限外事項である。

2. 保存休暇の運用方を改善すること。具体的には病気・怪我等で休む場合は診断書等の証明ができれば、たとえ1日であっても利用できるようにすること。

【回答】

3. 忌引きで休む場合に、保存休暇をプラスして利用できる用にすること。

【回答】

4. 半休を取得し、残りの半休を年度内に取得できなかった場合は、0.5日保存休暇として残せるようにすること。

【回答】

5. 病欠による出勤率の関係で、年休日数が削られて付与される場合の単年度処理はやめ、繰り越せるように改善すること。

【回答】

諸手当に関する改善要求

1. 家族手当を倍増すること。特に配偶者については、22年度末をもって誕生日祝い品がなくなったのでその見返りとして倍増すること。

【回答】 1項より4項まで一括して回答する。

支社権限外事項である。

2. 車両技術主任に対する役職手当を倍増すること。

【回答】

3. 作業責任者手当を新設、支給すること。

【回答】

4. 台車交換に伴う試運転旅費を新設、支給すること。

【回答】

通勤に関する改善要求

1. 職務乗車証、代用証で新幹線を利用する場合に、他社との乗り換え改札口を利用できるようにすること。

【回答】 支社権限外事項である。

2. 社員の希望する通勤経路に基づき通勤手当を支給すること。

【回答】 支社権限外事項である。

尚、通勤手当は賃金規定に基づき最も経済的な経路及び方法により通勤した場合に通常要する費用をもとに算定した額を支給している。

3. 通勤手当は出勤した実績に基づいて支給すること。現在、月平均13回の出勤と仮定して通勤手当を支給しているが、現実にそれ以上出勤している場合がある。会社は、年間で平均すれば13回だと主張するがそうならない場合もあり得る。以前は、出勤日数に応じて次の月に支給していたものであり、出勤の実態に応じた過去のやり方に戻すこと。

【回答】 通勤手当の支給方については支社権限外事項である。

4. 非番者用、朝の通勤回送を新設すること。

【回答】 通勤バスにより必要な座席は確保しており、朝の通勤回送を設定する考えはない。

業務に関する改善要求

1. 仕業庫及び着発線・電留線の停止位置目標をN700系に適したものに換えること。

【回答】 支社権限外事項であるが、そのような要望があったことは関係箇所に伝えておく。

2. 作業用の吸収性の良いアンダーシャツを貸与すること。

【回答】 支社権限外事項である。

3. 仕業庫天井の照明が4分の1程度切れている。屋根上点検時、暗くて点検に支障が生じる。また同時に作業員の落下等による労働災害発生の危険性も強く懸念される。4～5年程前から社員は管理者に改善を伝えているが未だに改善されていない。なぜ、未だに改善しないのか明らかにすること。

【回答】 設備不良があれば調査の上保守所へ修繕依頼を行うなど、適切に対処している。

4. 仕業庫内サービスデッキ下の、給水管の水漏れが未だに多数ある。床下点検時等、作業時に床面が濡れていては点検に支障が生じる。また同時に滑走等による転倒により社員他が怪我を負うなど労働災害発生の危険性も強く懸念される。4～5年程前から社員は管理者に改善を伝えているが未だに改善されていない。なぜ、未だに改善しないのか明らかにすること。

【回答】 漏水についてはその都度対処している。また、申告の都度車両所の管理者より関係箇所に申告を行っており、今後も漏水があれば速やかに対処していく。

5. 仕業庫の検査杭に関する昨年の申し入れ以降の検査実績並びに修繕実績を明らかにすること。また不良箇所は早急に改善すること。

【回答】 仕業庫の検査杭に関しては、状態を把握の上、適切に検査・修繕している。検査実績や修繕実績等の詳細を明らかにする考えはない。

6. 仕業庫の床面に関する昨年の申し入れ以降の検査実績並びに修繕実績を明らかにすること。また不良箇所は早急に改善すること。

【回答】仕業庫の床面については、定期的に検査しており状態を把握している。また、申告の都度車両所の管理者より関係箇所に申告しており、状態に応じて修繕している。

7. 仕業庫の害虫駆除に関する昨年の申し入れ以降の検査実績並びに修繕実績を明らかにすること。また害虫駆除はこれまで以上に行うこと。

【回答】害虫駆除は適切に行っている。

《若干のやり取り》

《労働条件に関する改善要求》

1項について

組合：現状、クレペリン等は超勤で対応している。

会社：クレペリンは運適で、医適とは別である。運適は超勤でやっている。

組合：交検や台検の社員は日勤指定で受けられる。

会社：定健は原則自己の時間である。

組合：定健と同じように日勤勤務で受検できるようにすること。

2項について

組合：修繕車両所も修繕担当と操車担当の発表が10日にされてない。申告担当と仕業は勤務に違いがあり仕業は夜勤しかない。25日の発表では生活設計が立てにくい。

会社：基本的に勤務指定は25日で問題ない。年休申し込みが20日までであり、これを踏まえて勤務指定になるので、現実として制度・運用上難しい。

組合：毎年あがっている強い要望である。パートの変更がある場合は早く出すこと。

3項について

組合：適切に指定しているとの回答だが、仕業担当を2年以上、申告担当を2年以上と続けて勤務指定されている社員がいる。認識はしているのか。

会社：個人の能力、適正とかを考えて指定している。すべて同じように、均等にはならない。

組合：社員は申告作業、仕業検査担当どちらかに長い間勤務指定されると標準化作業などを忘れることになる。忘れないためにも定期的なローテーション化をすること。

会社：仕業と申告両方を行う社員、仕業班や申告班のみ方など色々いるが、能力等考えて指定しているものであり、両方しっかり出来るようにマニュアルもある。現行でやってほしい。

組合：今後の検討課題として改善すること。

4項について

組合：SEKではA班、B班位は勤務指定時出している。直営が何で出せないのか。今年のダイ改で仕業検査施行本数が若干変動しているが、仕業検査の施工本数が奇数か偶数かで、奇数だとA班が本数が多くなる。現状の発表方法では采配する方も偏りが分かりにくいので、月単位で発表することでA班B班の平均化が可能となる。

会社：どちらも労働時間内であり変わらない。

組合：均等に割り振れたら分かるが、単純に考えて不公平感がある。出来ないことではない。

会社：勤務指定の目的はどういった勤務になるのか分かれば良いことで、細かく担務指定を出すべきではないと考える。

組合：内容からすると不公平感が生じているのが事実である。

会社：不公平感が発生しているとは思わない。同じ労働時間で問題ない。

組合：明らかに不公平感がある。要望を鑑み善処すること。

5項について

組合：回答はダイ改後のことではないか。申し入れは昨年10月9日である。夜間、仕業は一定の時間がかかるため、申告は入りだすと立て続けに入る。交代勤務では夜中に休憩を取る事になる。朝まで仕事ができる夜勤勤務が良い。

会社：2月19日に提案したが体制だが、21時ころから3時ころまでが申告作業のピークである。ピークの時間帯に出面をそろえている。

組合：以前からの要求であり、大きな作業が来ることもあるので、日勤者を交代勤務に代えるのではなく、日勤1名夜勤1名をはり付けること。

会社：今回の増員は、作業ダイヤ・休憩時間を業務量のピークの日21時ころから3時ころにしっかり入れれば対応出来る。適切である。

6項について

組合：作業区分に関して明確に出来てない。当直と現場班長の力関係で仕事の割るふりが変わっているのが現状である。

会社：作業分担は当直指示が原則である。仕業庫の申告は仕業、着発の申告は修繕となっているが、適切に作業分担をしている。

組合：専門性を高めるために車両所を分けてと認識しているが、これでは何のために分けたのか聞きたくなる。

会社：専門性を高める為である。一定の成果はあった。問題はない。

組合：専門性を高めるといいながら当直の判断になるのはおかしい。今後もありうるのか。

会社：当初から想定されていた。仕業庫内の作業を仕業と修繕が割り振るのは原則として何ら変わってなく問題ない。どれが適切か当直が判断している。

組合：最初は業務移管とはなっていなかった。修繕車両所の社員に申告作業の教育をするといった話があるが事実なのか。

会社：元々から考えていたが、申告の標準化をレベルを高める為に教育する話はある。

組合：分ける意味がない。元の体制に戻すこと。

7項について

組合：具体的に24日の夜勤者の人が帰る前に発表することは十分可能と考える。

会社：可能かどうかはあるが、要望は聞いておく。基本的に25日の日勤者が帰るまでに発表することで十分であると考えている。

組合：不規則勤務者は休みを挟むこともあり、早く知りたい。

会社：勤務の作成は色々な要素が絡んでおり、難しい作業である。

10項について

組合：現状は打ち合わせをワーキングルームで行っているが、作業者が変わる場合はワーキングルームに戻る時間がない。必要に応じて現場で入念な打ち合わせを行うことを求めているのは会社であり、そのための施設を設置するのはある種義務である。

会社：作業前のミーティングはワーキングルームで行っている。現状で問題ない。

組合：空調のついた打ち合わせ室を設置すること。

会社：今でもスポットクーラーがついている。

組合：ワーキングルームを臨修庫の2階に持って行くといった噂があるが、話はあるのか。

会社：予定があるかどうかは分からない。臨修庫の2階の部屋は耐震工事の時使っていた事実はある。

11項について

組合：改修等の予定はないのか。

会社：今のところ現行通りである。より使いやすいように対応していく。

12項について

組合：今、検討しているのか。

会社：分煙化は安全衛生上の観点で常に検討している。

組合：せめて非喫煙者が副流煙などを吸わないように煙が漏れないようにすること。

《休暇に関する改善要求》及び《諸手当に関する改善要求》は「支社権限外事項」一括回答の為、やりとりなし。

通勤に関する改善要求

2項について

組合：若手社員に「15分ルール」を知らない人が多い。

会社：規定に明記している。

組合：会社も広報すること。

会社：通勤手当の申請時に規定の説明をしている。

4項について

組合：会社は社員が出勤するときには手厚く方法を確保しているが、帰るときは「勝手に帰れ」と言わんばかりの対応をしている。冷たいのではないか。社員の声を真摯に聞いて朝の通勤回送を設定すること。

会社：・・・・。

《業務に関する改善要求》

1項について

組合：計画、予定はないのか。

会社：予算等もあり随時変更している。計画は聞いていない。

組合：本線では変わってきている。改善を要求する。

2項について

組合：長年要求している。実現を強く要求する。

会社：・・・・。

3項について

組合：臨修庫は耐震工事施工時にLED化したと認識している。仕業庫5番6番もLED化されている認識だが間違っていないか。他の番線はいつLED化されるのか。

会社：照明は点検時や老朽取替時に替えている。LED化は順次出来るところから替えている。

組合：他でもそうだが、照明の取替も時間が掛かりすぎている。早急に善処すること。

4項について

組合：漏水以外で濡れている原因は、汚物の拭き取り作業を行っているサービックが汚れたときに周辺を洗っているが、床面の水ぬれの残りがかなりある。サービックに後処理の指導などは出来ないのか。

会社：サービックが汚物の作業をやっている認識はあるが、実際濡れているのは労災につながるという観点から、今後、考えていく。

5項について

組合：なぜ検査実績や修繕実績を明らかに出来ないのか。

会社：定期検査が決められて関係部署がしっかりやっている。

組合：不良箇所がある認識はあるのか。

会社：現行でも不良箇所があれば、そのまま放置せず改善している。

組合：まだまだ不良箇所がある。早急に改善すること。

6項について

組合：現状でも改善されてない。回答にあるとおり修繕は入っているのか。

会社：修繕の必要があるところはやっている。申告、不良状況にあわせて対応している。
具体的にどこかあれば、上げてくれるように。

組合：上げている。上がってからのスパンがかなりある。早急に対処すること。

7項について

組合：現場の要求である。蚊は一年を通して10ヶ月以上飛んでいる。

会社：庫以外の土地的な問題があるかもしれないが、少しでも現場がよくなるように定期的に清掃していると考えている。

組合：早急に害虫駆除を追加して行うこと。

以上